

別添1

熊本県警察防犯アプリ
開発及び運用保守等業務仕様書

令和8年5月

熊本県警察本部生活安全企画課

目次

| | | |
|----|------------------------|----|
| 第1 | 調達内容 | 1 |
| 1 | 業務名 | 1 |
| 2 | 目的 | 1 |
| 3 | 用語の定義 | 1 |
| 4 | 業務の概要 | 1 |
| 5 | 運用保守等業務を委託する物件 | 1 |
| 6 | 開発及び運用保守等業務期間 | 1 |
| 7 | 業務の範囲 | 1 |
| 8 | 業務の内容 | 2 |
| 第2 | システム要件 | 4 |
| 1 | 運用保守 | 4 |
| 2 | データセンターの要件 | 5 |
| 3 | サーバ・通信設備の運用 | 6 |
| 4 | 運用条件 | 6 |
| 第3 | 情報セキュリティ要件 | 8 |
| 1 | 守秘義務 | 8 |
| 2 | 再委託管理 | 8 |
| 3 | 業務管理 | 8 |
| 4 | 意図しない変更が加えられないための体制の整備 | 8 |
| 5 | 情報セキュリティを確保するための体制の整備 | 9 |
| 6 | セキュリティ機能の整備 | 9 |
| 7 | 脆弱性対策の実施 | 9 |
| 8 | 障害・事故等の発生時の対処 | 9 |
| 9 | 作業責任者の選出 | 9 |
| 10 | 作業員名簿の提出 | 10 |
| 11 | 情報セキュリティ監査 | 10 |
| 12 | アプリケーション・コンテンツについて | 10 |
| 第4 | 成果物について | 11 |
| 1 | 納品する成果物 | 11 |
| 2 | 納品の場所 | 11 |
| 3 | 納品の方法 | 11 |
| 第5 | 知的財産権の帰属等 | 11 |
| 第6 | その他 | 12 |

添付資料

別紙 機能要件

第1 調達内容

1 業務名

熊本県警察防犯アプリ開発及び運用保守等業務

2 目的

本業務は、防犯情報をタイムリーに配信する機能や国際電話などの詐欺電話の着信をブロックする機能などを有するスマートフォン向け防犯アプリ（以下「本アプリ」という。）を実装して普及させることにより、県民の防犯意識の向上と自主的な防犯活動を促すとともに、「電話で『お金』詐欺」などの犯罪被害を未然防止することで、安全・安心な地域社会を実現することを目的とする。

3 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「発注者」とは、熊本県警察をいう。
- (2) 「受注者」とは、本アプリの開発及び運用保守等業務委託先の事業者をいう。

4 業務の概要

防犯情報の配信機能及び国際電話などの詐欺電話の着信をブロックする機能を中心とした本アプリ及び同アプリ向けASPサービス（以下「本サービス」という。）を新規開発し、開発した本アプリの運用保守等の業務を行うものである。

5 運用保守等業務を委託する物件

本仕様書に基づきクラウドサービス上に整備された本システム

6 開発及び運用保守等業務期間

- (1) 開発期間
契約締結日から令和9年1月31日までの間とする。
- (2) 運用保守等業務期間
令和9年2月1日から令和10年12月31日までの間とする。

7 業務の範囲

受注者は、次の業務について、発注者と十分に協議した上で行うこと。

なお、本仕様書に基づく設計過程で明らかになる詳細要件については、原則として対応しなければならない。

- (1) プロジェクト管理
- (2) 設計・開発
- (3) テスト
- (4) アプリ公開
- (5) 研修

- (6) 運用保守
- (7) クラウドサービスの変更
- (8) 契約終了後の処理
- (9) 保証等
- (10) 上記(1)から(9)までの附帯作業

8 業務の内容

(1) プロジェクト管理業務

本アプリが支障なく稼働できるよう作業責任者を定め、以下の管理業務を実施すること。

ア 作業計画書の作成

受注者は、設計・開発工程におけるスケジュール、成果物、役割分担、プロジェクトの管理方法を記した作業計画書を作成すること。

併せて、作業責任者、人員等を記した作業体制図を作成し、発注者の承認を受けること。

イ プロジェクト管理

受注者は、承認された作業計画書及び作業体制図に基づき、設計・開発業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

ウ 進捗状況報告

受注者は、承認された作業計画書及び作業体制図に基づき、プロジェクトの進捗状況報告書を作成し、毎月1回発注者に報告すること。

(2) 設計・開発業務

本システムは、「別紙 機能要件」を満たすこと。

ア 要件確認

仕様書、業務企画提案書の要件を発注者と協議し、要件の確認・整理を行うこと。

また、外部連携に関するインターフェース等の要件を、関係者と調整し、決定すること。

イ 基本設計

具体的に提供する機能及びシステム方式、画面遷移の概要、画面のデザイン等を設計すること。

また、システム構築設計書（基本設計書）を作成し、発注者の承認を受けること。

ウ 詳細設計

基本設計を基に、運用する機能の主要な設計項目について、詳細設計書

を作成すること。

エ 開発

詳細設計を基に、プログラム製造及びプログラム単体でのテストを行い、構成・変更管理を行うこと。

(3) テスト業務

総合テスト及び試行運用テストについては、テスト計画書を作成し、発注者に提出した上で実施すること。

各テスト終了時に、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、テスト結果報告書を作成し、発注者に報告の上、承認を受けること。

ア 総合テスト

本システムが基本設計の仕様を満たしていることを確認するために総合テストを行い、本システムが利用可能な状態であることを確認する。

確認に当たっては、ソフトウェア製品が仕様に適合し、かつ、実稼働環境で利用可能であることを確認できる評価指標又は合格条件を設定した上で、必ず実機を用いて実稼働環境と同等の環境において総合テストを実施すること。

この際には、性能や可用性に係るテストも実施すること。

イ 試行運用テスト

総合テスト実施後、本アプリ公開前までの間、別途発注者が定める者に検証用のアプリを提供することが可能であること。

なお、本アプリ公開時には、検証用のアプリは消去することを前提とする。

(4) アプリ公開業務

本アプリを各スマートフォンアプリストア（Google Play及びApp Store等）に登録（認定）して無償公開すること。

また、各スマートフォンアプリストアへの登録申請から公開までの手続について、発注者が行わなければならない手続の補助又は必要な代行作業を受注者が行うこと。

登録審査に問題が生じた場合は、本アプリの仕様の修正を含め、発注者と改めて協議を行うこと。

公開の際、公開者が「熊本県警察」であることを明確に示すこと。

(5) 研修業務

操作マニュアル、研修資料を作成・提供するとともに、管理者機能の操作方法等の研修を、試行運用テスト開始時及び運用保守等業務期間中に各1回、発注者が指定する場所及び方法により実施すること。

(6) 運用保守業務

「第2 システム要件」に記載の運用保守業務を行うこと。

(7) クラウドサービスの変更業務

ア 受注者は、受注者が保有するクラウドサービスを変更するときは、事前に発注者と協議すること。

イ 受注者が、受注者の都合によりクラウドサービスの内容を変更する場合は、変更に伴う費用は、受注者が負担すること。

ウ 受注者が提供するクラウドサービスに基本機能を追加した場合には、発注者も最新の基本機能を無償で利用できるようにすること。

エ 本システムのURLが変更となった場合、URL変更後1か月間は、変更前のURLのページ上においてリンクの変更の旨を表示すること。

(8) 運用保守等業務の委託契約を更新しない場合の処理業務

ア 本システムに登録された発注者の管理する情報（初期設定により登録したデータ及び利用者情報を含む。）は、事前に、返還に係るスケジュールを提出し、発注者の承認を得るとともに、契約終了後速やかに、受注者が無償で電磁的記録媒体等にコピーし発注者に返還すること。

イ 受注者は、自己の責任において、登録された情報を完全に消去した上で、発注者の確認を受けること。

ウ データ返却の実施計画に関して過去の実績・ノウハウ等を最大限活用し、発注者側担当者の作業負担が最小限となるような計画を立てること。

また、返還の具体的な方法に関しては、次期システムへの移行作業前に発注者と十分な協議を行うこと。

エ 契約終了後1か月間は、契約期間中のURLのページ上においてリンクの変更の旨を表示すること。

(9) 保証等業務

ア 本システムの障害等による異常を発注者が認知した場合は、発注者の通知により、受注者の責任と費用負担により速やかに必要な修理、調整を行い、発注者に経緯等を報告するものとする。

イ 稼働後におけるソフトウェア等の契約不適合によるシステム不具合が発生した場合は、受注者の責任と費用負担により速やかに不具合を収束させ、発注者に報告するものとする。

第2 システム要件

本システムは、次の各要件を満たしていること。

1 運用保守

(1) 受注者は、本システムが常時正常な状態で利用できるよう、24時間365日対応可能な体制を整備すること。

- (2) 稼働率は99.9%を目安とすること。ただし、メンテナンス作業等による計画的停止は含まないものとする。
- (3) 本システムにおいて障害が発生した場合、障害原因を究明し、障害を復旧させる手段を講じること。
また、障害原因等を書面で発注者に報告すること。
- (4) 保守窓口は一本化し、熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条に規定する休日以外の日の午前9時00分から午後5時15分までの間、発注者からの電話又は電子メールを受け付ける窓口を整備すること。
- (5) OSのバージョンアップによるシステム変更・改修は無償で対応すること。
- (6) 保守作業を実施する場合は、事前に保守作業の内容を提示して発注者の承認を得ること。

2 データセンターの要件

(1) データセンターの運用

- ア 24時間365日の監視・運用体制を要していること。
- イ 本システムを運用するために必要な機器、ソフトウェア等については、原則として受注者のデータセンター内で用意すること。
ただし、構築に際し、他のSaaSのAPIを使用する場合には、利用予定のAPIについて、あらかじめ発注者と協議し、承諾を得ること。
また、同API使用に係る一切の費用については、本契約に含めること。
- ウ 本システムのデータセンター設備は、日本国内に限るものとする。
- エ クラウドサービスを利用する場合は、原則としてISMPクラウドサービスリスト又はISMP-LIUクラウドサービスリストからクラウドサービスを選定すること。

(2) データセンターの設備

- ア IDカード以外に、生体認証などの入退室に係るセキュリティ対策を要していること。
- イ ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)基準に則したコンピュータ専用ビルであること。
- ウ 地震・火災・電源・漏水・防犯監視・データ保管対策が十分とられていること。
- エ 地震対策にあつては、建築基準法の耐震基準を満たした建物で、震度7クラスの地震発生時にもサービス提供可能な耐震、免震又は制震構造であること。
- オ 火災対策にあつては、全館防火壁、不活性ガス消火設備等を設備していること。

カ 停電対策にあつては、二系統受電設備、UPS及び専用発電機を設備し、停電時にあつても業務を停止することなく継続することができること。

キ 浸水・漏水対策にあつては、漏水検知機、防水堤等を装備していること。

ク 防犯対策にあつては、ガラス損傷警報装置（電算機室は無窓化）、専用カード入退室管理装置、生体認証による入退室管理装置、各種防犯センサー、監視カメラ等を装備していること。

ケ 機密保持対策にあつては、耐火仕様専用データ保管庫等を装備していること。

3 サーバ・通信設備の運用

- (1) サーバ機器の多重化、無停電装置の設備等、安定運用のために万全の対策を講じていること。
- (2) サーバの設置場所は、常時適切な温度・湿度で管理されていること。
- (3) 通信設備及びハードウェアの冗長化が行われ、レスポンスに配慮した分散処理が可能であること。
- (4) ファイアウォールによる防御措置及び不正アクセスを防御するシステムが設置されていること。
- (5) マルウェア対策を施し、常に最新のパターンファイルを保っていること。
- (6) 障害時の対応方法が明確にされており、早急な対応が可能であること。
- (7) セキュリティホールを解消するためにOSのパッチ適用等必要な対応を行っていること。
- (8) 不正アクセス、異常アクセス等に対応するアクセス監視対策が整備されていること。
- (9) データ更新等のための通信回線やサーバへのアクセスに、十分なセキュリティが確保されていること。
- (10) 発注者以外の者が情報登録したデータの改変、閲覧、取得ができない対策を、ID・パスワード以外の方法においても講じていること。
- (11) 受注者は、プライバシーマーク及びISO9001並びにISO/IEC27001（JISQ27001）を取得しているものとし、十分な個人情報保護の対策を講じていること。
- (12) 常にセキュリティ対策を行い、機能を保全すること。ただし、本サービスに被害があつた場合に備え、機能停止手段を準備しておくこと。
- (13) システム障害や不正アクセス等のセキュリティ侵害事案を認知した場合は、直ちに発注者に通知すること。
- (14) 不正アクセス等のセキュリティ侵害対策のため、常に発注者と協力すること。

4 運用条件

- (1) 著作権等のある地図等を使用する場合は、不特定多数の利用者が利用する

- ための権利を取得すること。
- (2) 利用者に快適なサービスを提供できるよう機器・通信回線等を選定すること。
 - (3) 本アプリには、発注者が指示したサイト以外へのリンク、広告及び事業者（受注者）を判別することが可能なロゴ等の掲載は行わないこと。
 - (4) 運用開始後においても表示項目及び項目の増減について、柔軟な対応を可能とすること。
 - (5) Android OS、iOS、Chrome OSのバージョンアップに伴う動作検証を行うとともに、必要な場合は修正バージョンを受注者の負担により作成すること。
 - (6) 使い方が分かりやすく、簡単であること。
また、誤操作等を防止するデザインであること。
 - (7) 利用者のスマートフォンには、本サービスに関連しないスマートフォン用アプリをダウンロードさせる必要がないこと。ただし、汎用的なドキュメントビューア等、別に必要と思われるアプリがある場合には、発注者と協議すること。
 - (8) 本アプリ向けに提供される本サービスの機能については、他社及び他人が保有する基本的特許及び周辺特許に抵触しないものとする。
 - (9) 本契約の履行で知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
また、データの秘密保持については、万全の管理を行うこと。
 - (10) 機器更新等による本アプリの運用停止は認めない。ただし、やむを得ない場合には次の措置を執ること。

ア 計画的停止

受注者は、保守上の理由から本システムの運用を計画的に停止する場合には、2週間前（ただし、セキュリティ上の理由で早急な対応が必要な場合はその限りでない。）までに発注者に報告すること。

なお、当該停止により発注者の業務に支障が生ずるときには、停止期間の変更等について協議を行うこと。

イ 非常停止

受注者は、天変地異等の非常事態その他受注者の責めに帰すことができない事由からやむを得ず本アプリの運用を一時停止する場合、速やかに発注者に報告すること。

- (11) 発注者は、本アプリに関して次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - ア 本アプリ利用のために発行されるID及びパスワードを管理すること。
 - イ 第三者による不正使用等、本アプリの権利侵害のおそれがある行為を発見した場合には、直ちに受注者に通知すること。
 - ウ 本アプリを用いて個人情報情報を公開しないこと。

エ 本アプリで提供されるソフトウェア及びデータの供給者が定める使用許諾条件に従うこと。

第3 情報セキュリティ要件

1 守秘義務

- (1) 受注者は、本契約に関連して知り得た業務上の機密を、本契約の存続期間中はもとより、本契約終了後といえども第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、作業員その他本契約の業務に関わる者から個別に誓約書を徴収し、機密保持の実効性を担保すること。

2 再委託管理

受注者は、発注者の書面による事前の承諾がない限り、本契約による業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

また、発注者により再委託が承諾されたときは、受注者は委託する第三者に対して本契約に係る一切の義務を遵守させること。

3 業務管理

- (1) 受注者は、本契約に基づき発注者が受注者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び発注者が受注者に貸与する本契約に関する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理につき、発注者に対し一切の責を負うものとする。
- (2) 受注者は、発注者の指定する場所において本契約を履行する場合に持ち込む物品、業務情報、業務資料等を適正に管理するものとする。

また、発注者の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報、業務資料等を持ち出してはならない。

- (3) 受注者は、業務情報及び業務資料を本契約の履行その他発注者の指定した目的以外に使用してはならない。
- (4) 受注者は、方法のいかんに関わらず、発注者の承諾なくしては業務情報及び業務資料を複製又は複写してはならない。
- (5) 受注者は、本契約が終了したとき、本契約が解除されたとき等、業務資料について発注者から返還を求められたときは、直ちにこれを発注者に返還しなければならない。
- (6) 受注者は、業務情報について、本契約が終了したとき、本契約が解除されたとき又は発注者から廃棄を求められたときは、発注者が指示する方法により廃棄しなければならない。

4 意図しない変更が加えられないための体制の整備

- (1) 受注者は、本契約の履行において、本アプリに対し、発注者の意図しない変更が加えられないことを保証する管理を行うこと。

また、発注者の求めに応じて具体的な品質保証体制を証明する書類を提出すること。

- (2) 本アプリに対し、発注者の意図しない変更が加えられる不正が判明した際には、追跡調査、立入り検査等により原因を調査し、排除するための体制を構築すること。
- (3) 機器の製造工程において、意図しない変更が加えられないよう適切な措置が執られており、当該措置を断続的に実施していること。
- (4) 本仕様書で調達するソフトウェアについては、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）の有無を確認し、不正な変更が存在した場合は、当該不正な変更の修正を行うとともに不正な変更の有無を発注者に報告した上で納品すること。

また、発注者が別途指示した場合は契約後、納品前までに、本仕様書で調達するソフトウェアに係る不正な変更の有無の確認等の書類を提出すること。

- (5) 本仕様書で調達するソフトウェアについて、不正な変更が疑われると発注者が判断した場合は、受注者において調査及び必要な措置を講じること。

なお、この場合に発生する費用は受注者の負担とする。

5 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、本契約の履行において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

6 セキュリティ機能の整備

- (1) 受注者は、本アプリの管理機能へのアクセスを業務上必要な者に限るための機能、本システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染等への対策機能を提供すること。
- (2) 受注者は、クロスサイトリクエストフォージェリ対策、SQLインジェクション対策、クロスサイトスクリプティング対策等、Webアプリケーション、Webページ等に存在する脆弱性への対応について発注者と協議の上、必要な機能を提供すること。

7 脆弱性対策の実施

受注者は、積極的に脆弱性情報を把握し、これに対処するために所要の措置を執ること。

8 障害・事故等の発生時の対処

受注者は、本業務の履行に際し、情報セキュリティが損なわれた場合又は業務情報及び業務資料の目的外利用等を認知した場合には、速やかに発注者に報告するとともに、速やかに所要の措置を執ること。

9 作業責任者の選出

- (1) 受注者は、発注者の指定する場所において本契約を履行する場合は、業務の実施に関する受注者の作業責任者を定め、書面により発注者に報告すること。
- (2) 上記(1)により選任された作業責任者は、作業場所における受注者の本契約の履行を統括し、受注者の定める規則に基づき就業管理を行い、本契約の履行に関する一切の事項を処理し、本契約の履行につき受注者を代表する権限を有すること。
- (3) 受注者が作業責任者の権限に関し制限を設ける場合又は作業責任者を変更する場合は、受注者は当該内容を書面により事前に発注者に報告すること。
- (4) 発注者は、本契約の履行について作業責任者又は作業員が著しく不適當であると認めた場合は、受注者に対して当該理由を通知し、必要な措置を執るべきことを求めることができる。

10 作業員名簿の提出

受注者は、契約締結後、速やかに委託事業の実施場所を提示しなければならない。

また、本契約の作業に従事する作業員の所属部署、役職、氏名、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍を記載した顔写真付き作業員名簿を提出し、発注者の承認を得ること。

なお、作業体制に変更が生じた場合は、その都度、変更後の作業員名簿を速やかに再提出し、発注者の承認を得ること。

11 情報セキュリティ監査

発注者は、必要に応じ受注者に対して情報セキュリティ監査を行うことができる。

12 アプリケーション・コンテンツについて

- (1) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。
- (2) 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。
- (3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- (4) 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。
- (5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求すること

がないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

- (6) サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。

第4 成果物について

1 納品する成果物

納品する成果物は次の表のとおりとする。

成果物は、原則としてMicrosoft Officeで作成するものとする。

| 番号 | 成果物 | 部数 | 納品期限 |
|----|-------------------|----|------------------|
| 1 | 作業計画書 | 1部 | 契約締結後速やかに |
| 2 | 作業体制図 | 1部 | 契約締結後速やかに |
| 3 | システム構築設計書（構成図を含む） | 1部 | 要件確認後速やかに |
| 4 | 詳細設計書 | 1部 | システム構築設計書承認後速やかに |
| 5 | テスト計画書 | 1部 | 適宜テスト実施前 |
| 6 | テスト結果報告書 | 1部 | 適宜テスト実施後速やかに |
| 7 | 操作マニュアル | 2部 | 令和8年12月18日（金） |
| 8 | 研修資料 | 2部 | 令和8年12月18日（金） |
| 9 | 作業員名簿 | 1部 | 契約締結後速やかに |
| 10 | システム運用計画書 | 1部 | 令和8年12月18日（金） |
| 11 | 障害対応連絡先・体制図 | 1部 | 令和8年12月18日（金） |
| 12 | 納品一覧表 | 1部 | 令和9年1月29日（金） |

2 納品の場所

熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課

3 納品の方法

- (1) 1の表のとおり、印刷物を納品すること。
- (2) 納品一覧表を納品する際にすべての成果物をDVD-R等電子媒体に格納したものを1部納品すること。

第5 知的財産権の帰属等

- 1 本アプリに搭載されるコンテンツの著作権その他の知的財産権は、従前から受注者又は第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属する。
- 2 本アプリの提供を目的としてデータセンターに設置されたサーバ等の機器の

所有権及び本アプリを構成するサーバに関するプログラムの著作権等の知的財産権は、受注者及び受注者に利用許諾する第三者に帰属する。

- 3 本契約の作業により作成する発注者独自の成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作物を発注者に譲渡し、発注者は独占的に使用するものとする。

なお、受注者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。

- 4 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれているときは、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この場合、受注者は当該著作権者の使用許諾条件につき、発注者の了承を得るものとする。

- 5 本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。

なお、発注者は紛争等の事実を知ったときは、速やかに受注者に通知するものとする。

- 6 前各項について、受注者が従前から権利を有する著作物及びノウハウについてはその適用を除外する。

第6 その他

- 1 本契約を履行するに当たり、日本国において定められた法令を遵守すること。
- 2 この業務に伴い、発注者から貸与された資料等は、業務の完了後は遅滞なく発注者に返還すること。

また、借入物品の返還に要する経費は、受注者の負担とする。

ただし、発注者がこの契約を解除することによって返還するときは、発注者の負担とする。

- 3 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、変更することができる。
- 4 本仕様書に定めのない事項等については、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

別紙 機能要件

1 アプリ全般について

(1) 本アプリの概要

ア 地図情報を基本メニューとした各種機能を提供するものであること。

イ 基本メニューのうち、一部の情報をプッシュ通知により利用者に通知する機能を有すること。

ウ スマートフォン端末で、OSはAndroid OS、iOS、Chrome OSに対応すること。

いずれのOSも、契約期間中メーカーサポートが有効であるバージョンに対応すること。

(2) ダウンロード及びインストール

ア 利用者が各スマートフォンアプリストア（Google Play及びApp Store等）から無償でダウンロードできるようにすること。

また、各アプリケーションストアへの登録申請から公開までの手続については、受注者の費用負担により行い、手続の補助又は必要な代行作業を受注者が行うこと。

イ ダウンロードの際、各アプリケーションストアから全ての機能を一括してダウンロードし、インストールできるようにすること。

ウ データ引継機能

機種変更時に設定を引き継ぐことができるような仕様とすること。

(3) 登録設定

ア インストール後の初期登録設定

(ア) 利用者登録

a 年齢・性別・住所地等をリストから選択・登録できること。

b リストには「非選択」や「未回答」を含むこと。

c 利用者のニックネームを登録できること。

d 利用者登録は、利用者の属性分析に資することを目的とし、当該目的と任意登録である旨を明示すること。

(イ) 位置情報取得設定

a 携帯電話のGPS情報取得の有無について選択できること。

b 位置情報を取得しない場合、アプリ利用に制限がかかる旨表示すること。

(ウ) 現在地の送信機能登録

a 利用者がアプリからメール送信又はプッシュ通知する際、利用者の現在地を地図情報として送信又は通知できるようにすること。

b 現在地の送信機能は、作動条件を設定できること。

(エ) IDの発行

初期登録設定後に、利用者ごとにアプリ利用者IDを発行すること。

(オ) プッシュ通知設定登録

a 通知を受信する熊本県内の市区町村を複数選択できること。

b 通知を受信する項目を選択できること。

(カ) 防犯ブザー・ちかん対策機能の設定

a 警報音の大きさ（無音を含む。）、作動条件を設定できること。

b 機能作動時のメールの送信先又はプッシュ通知の通知先等を複数選択できるようにすること。

イ 初期登録設定の修正・再登録

(ア) 上記アの設定は、利用者が登録内容を修正できること。

(イ) 利用者があらかじめ表示したい事案情報を選択し、登録できること。

(ウ) 利用者の位置情報を送信できるメールの送信先が登録できること。

2 アプリ機能

(1) アプリ起動時の表示内容

ア アプリ起動時には、スプラッシュ画面が表示された後、ホーム内のトップ画面が表示されている状態とすること。

イ ホーム内のトップ画面には、ホーム、ブザー、現在地通知等の主管機能を作動させるアイコンが常時表示されており、初期設定変更アイコン、各種機能のアイコン、地図情報画面、最新の防犯情報及びお知らせ内容が網羅的に表示されていること。

ウ 受注者において有効と認められる表示内容等があれば、発注者に提案すること。

(2) 国際電話ブロック機能

国際電話番号からの着信及び同番号への発信を自動でブロックする機能を有すること。

管理者サイト上でブロックした着信件数をカウントできること。

(3) 指定電話ブロック機能

警察がデータベースに登録した「電話で『お金』詐欺」等に悪用された電話番号からの着信及び同番号への発信を自動でブロックする機能を有すること。

ア 管理者サイト上でブロックした着信件数をカウントできること。

イ 指定電話番号を管理メニューから登録・削除できること。

ウ 他警察機関とデータ連携ができること。

エ データベースの一括登録ができること。

(4) 地図情報機能

ア 概要

(ア) 地図の仕様

- a 提供する地図データは、熊本県を含む全国地図とし、必要なライセンスは、受注者が用意すること。
- b 表示される地図を最も拡大した場合に家屋形状まで表示できるものとし、アンチエイリアス処理された地図画像で表示できるものとする。
- c 背景地図の更新に際しては、システムを止めることなく、最新の背景地図データを提供すること。

(イ) 地図の基本性能

- a 「犯罪発生情報」、「特殊詐欺関連情報」、「不審者情報」等（以下「配信情報」という。）を表示すること。
- b 配信情報は、地図内の位置情報と符合する位置に、ポリゴン、ポイント又はアイコンの形式で表示され、押下することで属性情報・詳細情報を表示すること。
- c スケールバー及び方位が表示され、縮尺に応じて地図が見やすくなるように地図の図柄や注記が調整されること。
- d 地図のスクロールや拡大・縮小は、表示が途切れることなくスムーズに連続して動作すること。
- e 目標物・住所検索が可能であること。
- f 道路は幅員により段階的に道路幅を変え、利用者が目視で容易に識別可能なこと。
- g アイコンについては、運用開始後においても発注者の指示により変更の対応が可能であること。
- h 管理者機能により、既存のレイヤに対してコンテンツを追加できること。

(ウ) その他

受注者において有効と認められる地図情報機能等があれば、発注者に提案すること。

また、その場合における機能付加に係る費用は本開発費用に含めること。

イ 配信情報

(ア) 犯罪発生情報

- a マップ上に表示される「レイヤ」で犯罪発生情報（手口）等を選択して点（アイコン）又は面で階層表示（ポリゴン表示）すること。
- b 点又は面での表示は、手口ごとに指定できること。
- c 面表示の方法は、カーネル密度、住所地名毎の件数による濃淡等を想定しているが、契約後、協議して決定する。
- d 管理者機能により、犯罪発生情報（手口）を追加して表示することが

可能であること。

- e 事前に利用者が表示したい犯罪発生情報（手口）を選択して固定表示できる設定であること。
- f 犯罪発生情報（手口）のデータは、管理画面からCSV形式又はExcel形式での取込が可能であること。
- g 掲載期間は、発注者が指定する期間を表示するものとする。

(イ) 特殊詐欺関連情報

- a マップ上に表示される「レイヤ」で、発注者が指定した期間における市区町村ごとの特殊詐欺被害件数を、エリア内の被害件数に応じて面で階層表示（ポリゴン表示）するとともに、表示するエリアの中心に件数を表示すること。
- b 表示されたエリア又は表示された件数を押下すると、対象となる市区町村の被害件数の手口ごとの内訳が表示されるようにすること。
- c さらに、発注者が防犯情報としてプッシュ通知した特殊詐欺被害注意情報の発生市区町村を表示するとともに、表示した市区町村を押下すると、プッシュ通知した特殊詐欺被害注意情報の内容が表示されるようにすること。
- d 特殊詐欺関連情報のデータは、管理画面からCSV形式又はExcel形式での取込が可能であること。
- e 掲載期間は、発注者が指定する期間を表示するものとする。

(ウ) 不審者情報

- a マップ上に表示される「レイヤ」で、不審者情報を選択して点（アイコン）で表示できること。
- b アイコンを押下すると、当該事故の発生情報が表示されるものとする。
- c 管理画面から、不審者情報を追加して表示することが可能であること。
- d 事前に利用者が表示したい不審者情報を選択して固定表示できる設定であること。
- e 不審者情報のデータは、管理画面からCSV形式又はExcel形式での取込が可能であること。
- f 掲載期間は、発注者が指定する期間を表示するものとする。

(エ) その他

受注者において有効と認められる配信情報等があれば、発注者に提案すること。

ウ 地図情報機能に係るその他機能

(ア) 現在地点の表示機能

- a スマートフォンのGPS機能により利用者の現在地をアイコンで表示し、利用者が一目で識別できるようにすること。
 - b 現在地のアイコンをタップすると、現在地の住所を表示できるようにすること。
- (イ) 警察施設情報・ルート案内
- 警察本部、警察署、交番及び駐在所を地図上にプロットし、アイコンをタップした際、属性情報（警察署名・住所・電話番号等）をバルーン表示可能なこと。また、GPSによる現在地から最寄りの警察署、交番又は駐在所までのルート案内が可能であること。
- (ロ) 警察署管轄エリア情報
- 発注者が保有する警察署管轄エリア情報を取込み表示することが可能なこと。
- (ハ) 小学校区エリア情報
- 発注者が提供する小学校区のエリア情報を取込み表示することが可能なこと。
- (ニ) マップ切替
- それぞれマップ切替のためのアイコンを設定し、当該アイコンをタップすることでマップを自由に切り替えられるようにすること。
- (ホ) その他
- a 何らかの原因により利用者からフォームデータの送信が行われていない場合は、その旨を表示し、空の結果表示をしないようにすること。
 - b アイコンは、運用開始後においても発注者の指示により変更の対応が可能であること。
 - c 利用方法の説明画面を作成すること。
- (5) 「ゆっぴー安心メール」連携機能
- 「ゆっぴー安心メール」で配信された各情報を即時に地図に表示させること。
- (6) ソーシャルメディア連携機能
- ア 概要
- 発注者が公式アカウントを取得しているソーシャルメディアと連携すること。
- イ 基本仕様
- (ア) 現時点対象とするのは、「Instagram」、「X」、「YouTube」とする。
 - (イ) 他のソーシャルメディアと連携できる拡張性も有すること。
- (7) 防犯ブザー機能
- ア 概要

利用者が不審者・犯罪被害に遭遇する等身の危険を感じたとき、警告音の吹鳴等、周囲に危険を知らせることができること。

イ 基本仕様

- (ア) 機能起動時に、一定条件の動作により作動・停止する機能を用意すること。
- (イ) ブザー起動の条件となる動作は、緊急時も容易であるとともに、誤作動を極力避ける仕組みとすること。
- (ウ) 110番通報ができるように通話発信用のアイコン等を設置すること。
- (エ) 機能を使用した際に、あらかじめ利用者が設定した通知先に、機能を使用した位置情報等をプッシュ通知で通知できること。
- (オ) プッシュ通知の送受信について、履歴画面から通知内容を確認できること。
- (カ) 複数のアイコン等により、機能を使用した際にブザー音が吹鳴するものとブザー音が吹鳴しないものの使い分けができること。
- (キ) 受注者において有効と認められる防犯ブザーに付加する機能等があれば、発注者に提案すること。

(8) ちかん対策機能

ア 概要

利用者が、画面表示や警告音等でちかん被害を未然に防止又は周囲に知らせる機能をつけること。

イ 基本要件

- (ア) 機能作動時に、一定条件の動作により作動・停止する機能を用意すること。
- (イ) 機能作動の条件となる動作は、緊急時も容易であるとともに、誤作動を極力避ける仕組みとすること。
- (ウ) 110番通報ができるように通話発信用のアイコン等を設置すること。
- (エ) 犯人に警告する場合や周囲に知らせる場合等、状況に応じた複数の画面表示を用意すること。
- (オ) 機能を使用した際に、あらかじめ利用者が設定した通知先に、機能を使用した位置情報等をプッシュ通知で通知できること。
- (カ) プッシュ通知の送受信について、履歴画面から通知内容を確認できること。
- (キ) 受注者において有効と認められるちかん対策機能に付加する機能等があれば、発注者に提案すること。

(9) 現在地の送信機能

機能を使用した際に、あらかじめ利用者が設定したSNSを含む通知先に、

機能を使用した位置情報を通知することができること。

通知する際に付加するメッセージについて、複数の定型文の中から利用者が選択できること。

(10) 文字情報による配信機能

ア 「プッシュ通知」による情報配信機能

(ア) 概要

管理画面から情報を入力し、利用者のスマートフォンにプッシュ通知できること。

利用者が設定したプッシュ通知を希望する市区町村を抽出し、プッシュ通知で配信することができること。

(イ) プッシュ通知する対象情報

防犯情報や緊急治安情報を想定しているが、詳細については、別途協議する。

(ロ) 表示方法

a プッシュ通知を配信する際は、通知があったことをスマートフォン画面にダイアログで表示する又はツールバーにアイコンを表示するなど、利用者が一目で識別できるようにすること。

b プッシュ通知を知らせるダイアログ又はアイコンをタップすると、利用者が設定したプッシュ通知を希望する市区町村における、プッシュ通知希望情報、熊本県警察からのお知らせの情報一覧が表示されること。

c 情報一覧は新着順に上から表示されるようにすること。

d 情報一覧の各情報には、プッシュ通知された情報が表示されていること。

(ハ) 緊急治安情報の継続表示

地域住民の生命・身体に危害が加えられる危険性・切迫性が高いと認められる緊急に情報提供しなければならない事案が発生した場合は、緊急治安情報として、管理画面から注意喚起文等を配信すると、プッシュ通知にて本アプリ利用者に知らせると共に、画面上に解除するまで継続して表示されること。

(ニ) 指定エリアによるプッシュ通知機能

管理画面にて指定したエリア（市区町村・町丁目の行政区、警察署管轄、小学校校区、中心点から〇km）に、本アプリ利用者が入ると、プッシュ通知にて注意喚起文を知らせることができること。

なお、指定できるエリアは、20件までとする。

(ホ) プッシュ通知の時期

管理画面から、「即時通知」又は「時刻を設定して通知」を選択することが可能であること。

イ 「お知らせ」による情報配信機能

(ア) 概要

マップに表示することが困難な安心・安全情報のほか、キャンペーンやイベント情報など熊本県警察及び関係機関等からの情報を掲載する。

また、利用者の登録設定に応じてプッシュ方式で情報を通知する機能を用意すること。

(イ) 表示項目

- a 基本メニューから「お知らせ」アイコンをタップすると、情報一覧画面が表示されること。
- b 各情報のアイコンをタップすると、当該情報ページが表示されること。
- c 各情報ページは、テキスト及び画像データ、各情報元のPCサイト等コンテンツへのリンクを表示できること。

(11) 防犯ボランティア活動支援機能

ア 概要

防犯パトロールや子ども見守り活動、交通安全活動などで活動意識の向上に繋がる情報を提供できること。

イ 表示項目

(ア) 表示方法

パトロールすることで、パトロールをした市区町村・町丁目の行政区、警察署管轄、小学校校区など発注者が指定するエリア（以下「指定エリア」という。）ごとの累計人数（日毎）をカウントし、累計人数に応じて指定エリア単位の色を変更すること。

(イ) 操作

- a 「パトロール開始」のボタンを押下することで、パトロールの記録が開始され、パトロール時間を計測するタイマーが表示されること。
- b 「パトロール終了」のボタンを押下することで、パトロールの記録が終了し、パトロール活動の結果が表示されること。

なお、一定時間終了の操作がない場合は、強制終了される機能を搭載すること。

(ウ) エリア色分け表示

- a 機能を起動した際に、指定エリア内のパトロール従事者の累積人数に応じて色分け表示すること。
- b 一定の時間にて累積人数をリセットすることができること。

(エ) その他

- a アプリ利用者の過去のパトロール状況がアプリ上で確認できること。
- b 指定エリア別など累計従事者数、指定エリア単位、グループ単位、個人別の累計時間数の作成及びアプリ内での表示が可能なこと。
- c 機能を起動した際に、スマホの「ながら運転」禁止及びパトロール機能の制限時間・制限回数についての注意喚起が表示されること。
- d 機能終了時にパトロールに対する礼文及び活動内容に見合ったポイント数を表示すること。
- e 累計時間数に応じてパトロールの階級等の付与が可能なこと。
- f 管理者機能で、パトロール従事者の従事エリア、従事時間帯別推移等をグラフ表示できること。
- g 受注者において防犯ボランティア活動を支援する上で、有効と認められる機能等があれば、発注者に提案すること。

(12) 県警ホームページ連携機能

熊本県警察ホームページをリンク機能又はWeb View機能により、表示させること。

(13) 相談窓口紹介機能

発注者が指示する相談内容別の一覧画面を設定するとともに、各相談内容のアイコンをタップすると、各相談窓口の紹介ページが表示され、相談窓口の概要及び当該相談窓口へ発信するための機能を用意すること。

発信する際は、誤って発信することがないように確認画面・確認ボタンを表示・設定すること。

(14) 各種リンク機能

熊本県警察が必要とする外部サイトへのリンクを表示すること。

(15) その他

ア 高齢者でも使いやすいような仕様とすること。

イ 継続してアプリを利用しやすいようなコンテンツを独自提案として盛り込むこと。

3 管理者機能（情報登録用インターフェース）

(1) 情報配信するデータの管理（入力・修正・削除等）

ア 情報配信するデータの管理はWebブラウザを用いることとし、受注者が提供する管理サイト上で行うことができること。

イ 情報配信するデータの公開は発注者が用意するCSVデータ又はExcelデータを使用して行うが、これらのデータを取り込み、公開に適した形式に編集してCSVデータとして出力するアプリケーションを提供すること。

ウ 地図情報の表示については、編集後のCSVデータを取り込んで一括処理

できる仕組みを用意すること。

エ 公開の際、CSVデータ内の住所情報から管理サイト上に地点等を表示させるとともに、発注者により地点や属性情報等の修正ができること。

オ 運用中のデータ更新作業は、発注者で実施することが可能であること。

カ 動作環境は、Windows 11以上とする。

なお、契約時点におけるOSのサポート期間により、対応OS等の動作環境は変更する場合がある。

(2) 管理サイトへのアクセス及びログイン方法

ア 通信手段には、TLSを用い暗号化すること。

なお、TLSサーバ証明書の取得・設定・委託業務期間中における更新は受注者の負担にて実施すること。

イ 管理サイトへのログインは、ユーザID及びパスワードによる認証方式とし、複数のID及びパスワードを設定できること。

ウ 管理サイトへのアクセス方式が、発注者で使用中の動作環境以外のものが必要な場合は、アクセスするための機器一式を用意すること。

(3) ログインユーザの設定

ア ログインユーザのアカウント設定は100件を上限に設定できること。

イ 発注者にて、ユーザ単位でアカウント及び権限の設定をできるものとし、それぞれにユーザID及びパスワードが設定可能であること。

(4) 更新されたデータの反映時期

更新（入力・修正・削除等）データは、速やかに反映されること。

(5) 情報掲載件数

サービス運用開始時点のデータを含め5年分のデータ蓄積を上限とする。

(6) 地図機能のデータ管理

ア 発注者が別に保有する公開用データの登録・修正・削除が可能であること。

イ データの更新は、管理サイト上の管理メニューから行えること。

なお、アプリ及びWeb公開用地図の情報更新は、更新が一括反映される仕組みを提供すること。

(7) ログ解析

ア 管理サイトから、ログ情報をCSVデータとして出力できること。

イ 各機能単位でアクセス数や不具合発生状況を確認できること。

ウ 利用者登録の統計が確認できること。